

力たくり通信

福井から原発を止める 裁判の会 会報

◆ホームページ: <http://adieu.npp.com> (本通信 PDF 版/その他情報をアップ)

7月17日の記者会見

大飯 3、4 号機運転差止訴訟控訴審

最高裁へ上告せず！

7月4日の名古屋高裁金沢支部による判決を受けて、4日後の7月8日（日）の午前中に原告集会にて判決後の対応について協議。さらに午後からは総会を開催し、通常の議題の他に今回の判決後の対応及び保留状況とな

っている高浜 3、4 号機の提訴の取り扱いについて協議しました。前者については、弁護団との協議及び出席できなかった原告の意見の集約を行ったうえで結論を出すこととしました。後者については、提訴提起から 2 年半が経過した現在の事務局体制等の状況を鑑みて、お預かりした原告費用を返還し、会計を一旦整理することを決めました。

さらにその 2 日後の 7 月 10 日の弁護士会議の場で諸状況を検討し、上告しないという方向性を確認。7 月 17 日（火）の記者会見の場でマスコミに公表しました。今後も、原発を止めるためのたたかいを様々な形で継続していくこととなりますが、これまでこの訴訟を実質的に担ってくださった弁護団の皆様、そして全国の支援者の皆様にはあらためて感謝申し上げます。

今号の主な内容



- ・ 原告集会及び通常総会の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・ 「上告せず」記者会見+声明文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ・ 大飯 3、4 号機差止請求控訴審 法廷内でのやり取り全記録・・・・・・ 7
- ・ 記者会見等新聞スクラップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

原告集会の様相



■ 原告集会の報告 7月8日午前

＊この原告集会は、最高裁に上告するかどうかを当事者である大飯3、4号機差止訴訟の原告のみで話し合う場として設定したものです。またそれぞれの発言はメモを基に再現したもので文責は編集子にあります。

（事務局南さんの司会で午前10時40分より、裁判の会事務所の島田ビル2F（福井市内）で開始）

◆中島哲演代表挨拶

今年の豪雪や今回の西日本を中心とした集中豪雨など、自然は私たちの想定を超えて猛威をふるいます。原発の事故についても、福島事故やチェルノブイリの事故など私たちの想定を超えた事故は事実として起こっています。

「樋口判決」を守れなかったことは、福島の被災者の皆さんを含む多くの方々に落胆を与えたことと思います。今まで訴訟を支えてくださった弁護団の皆さんには感謝申し上げます。

この場では、自由に意見を言うことができ、最高裁への上告をどうするかについての方向性を見出していいただければと思います。

◆「会事務局」による方向性の示唆

（嶋田事務局長が説明）

上告するかどうかについては、難しい判断を迫られています。

上告すべきだという考え方の背景には、たとえ控訴審で敗れたとしても、制度上、最高裁にその是非を問う道が残されているわけですから、逆転勝訴の可能性が極めて低いとしても、一審福井地裁判決を無駄にしないためにも、その可能性にかけて最高裁でのたたかいに臨むべしという考え方があるかと思っています。

また慎重論の背景には、最高裁の動向があります。最高裁は、原発訴訟を担当する裁判官の研究会を開催し、「規制委員会の審査結果を尊重すべき」と

いうメッセージを発してきたこと。また、私たちの裁判では控訴審裁判長を突然交代させ、露骨な裁判への介入をしてきたことなどが挙げられます。

このような状況のもとで上告した場合、例えば、もし最高裁が好ましくない判断を示した場合、現在、各地で提訴されている裁判、仮処分のたたかいが一斉に大きな制約を受け、全国の裁判所において原発再稼働を認めない判決や決定が引き続き勝ち取られる可能性が失われかねない、という極めて大きな戦術上のリスクを負うことになります。

以上のことから、本訴訟については上告することについて慎重にならざるを得ないと考えています。

◆島田弁護団長コメント

今回の判決の特徴のひとつは、司法としての判断を放棄したこと。危険性はあるがそれだけでは止められない、国が決めた法律でやっているのだから止めるかどうかは国会でやってくれ・・・そして関電の言うがままの認定。これを勧めたのが最高裁です。福島事故以降、研究会が2回行われていますが、初回は司法が安全性に踏み込むべしという雰囲気だったのが、2回目ではがらりと変わる。国は規制委を作ってやっているのだから任せればよい、国のやっていることを尊重すべし、というふうになった。それが全国の裁判所に影響を与えて今回の判決に至った。

何とか世論を盛り上げようと動画を3つも作ったが広がらない。この状態では最高裁にいいような判決を出されてしまう。

最高裁判事の人事についても内閣が介入するようになった。付帯裁判所が作られつつある。今の最高裁に上告するのは危険なギャンブルだと思う。

◆河合弁護士コメント

最高裁へ行くことは「飛んで火にいる夏の虫」。最高裁は口を開けて待っている。判決の中身はひどいが、辻褄合わせはしてあるので、法的には上告理由は限定されてしまい難しい。もちろんそのまま上告棄却となる可能性もある。最も心配なのは、「付言するに」「ところで」といった言葉で、おかしい付言がなされることである。これはほぼ命令になり、全国の裁判所はその影響を受ける可能性が高い。

原発を推進する側には、「勝った負けたは面倒くさいから早く最高裁で決着をつけようよ」という最高裁判決待望論がある。それに乗ってはいけないと思う。

それから弁護士が聞いても理解が難しいような技術論は裁判官もわからない。実際に裁判官はわかっていないのではないと思う。その場合、裁判官は権威のある無難な方を選択しがちだ。裁判をもっと骨太な議論をする場にする必要があるのかもしれない。

*****ここから自由討議*****

◆ISさん

直接行動と裁判をクルマの両輪でやってきた。上告しないですらどうやって闘うのかの青写真を示してほしい。私は最高裁の前に立って訴えたかった。今から1年後に提訴したからといって誰がついてくるのか。シナリオを描いてくれ。

◆YFさん

弁護士さんの言うことは十分理解できる。今は我慢のしどころなのかもしれない。いつかチャンスは必ず来ると思う。

◆AMさん

弁護団の皆様。お疲れ様です。「内藤判決」には憤りを感じた。ここに来るまでは上告すべきだと思っていた。今までの話を聞いて、そういう時期ではないと思った。でも、上告しないということはこの最悪な判決を認めてしまうことになってしまう。法律に則った形で異議申し立てはできないのか。

◆笠原弁護士

最高裁の長官に日弁連の会長経験者になるような状況であれば上告も意味があるかもしれない。判決では基準地震動がクリエッジを超える可能性を認めていながら、安全と言っているのもその間には大きなギャップがあるが、その判決を書いた内藤裁判長を金沢へ送り込んだのが最高裁ですから・・・。

◆鹿島弁護士

個人的には、上告しないだけでは判決を認めてしまうことになると思う。きちんとした場で最高裁に対する不信任を訴えることが必要だと思う。

◆島田弁護士

法的には上告しかない。ただし上告しない理由はいくつもある。上告しないという判断をした場合には、その理由をきちんと説明していく必要がある。

◆河合弁護士

ちなみに、高裁判決は法的には他の裁判所を拘束しない。最高裁判決は他のすべての裁判所に対して効力を持つことになる。

◆OTさん

おそらく私の思っていることと、話はかみ合わないのかもしれませんが・・・私は原発と自分という関わり合いでたたかっています。地域で生活している一市民として、暮らしている一市民として。ただ、弁護士さんや事務局の考え方が上告に慎重にあるというのならそれでよいと思います。

◆NTさん

ここに来るまでは決めかねていました。話を聞いて、上告しないというのは賢明な選択だと思います。私はこのように車椅子に乗っています。今年の豪雪や今回のような大雨と同時に原発事故が起きたならアウトだと思っている。そういう意味でも脱原発の運動は必要なもの。

◆OBさん

今回の判決は「社会通念上・・・」と言っているが、大部分の人が原発再稼働に反対しているという社会通念を無視していると思う。上告しないことは、多くの原告の思いとは異なる気がするが、弁護

士さんの言い分もわかる気がする。

◆WMさん

ここまでやってきた弁護団と事務局に感謝したい。戦術的に上告しないというのは理解できる。次のたたかい方、違うたたかい方を探っていくことも必要では。今回は上告しないという方向でよいと思う。

◆IHさん

最高裁は当然行くものと思っていたが、ここまで話を聞いて、上告した場合のリスクも理解できる。上告しないという考え方は納得できる。

◆STさん

弁護士さんの言うことももっともだと思う。どちらを選択してもアピールはできると思う。ただ上告した場合には何ができるのか、という不安があった。それと裁判の内容がどんどん専門化していくなかで、理解不可能になっていく。世論を押し上げるためには、わかりやすい現状を訴えることはできないものか。

◆司会

裁判の会の事務局も、最初は最高裁へ行くべきだとの意見が大勢を占めていたが、次第に慎重論が優勢になってきている。これで決定ではなく、弁護団との話し合いも踏まえて決めていく。また、次のたたかいをどうするかが問題だ。それも次の総会で一緒に考えていきたい。

◆東山幸弘さん(「会副代表」)閉会挨拶

みなさんのご意見を踏まえて、今後の活動を考えていきたい。今日はありがとうございました。

▲この後昼食+そして富山から来てくださった YKさんと事務局の OK が二人でギターを弾きながら 2 曲ほど歌を歌う。そして午後の通常総会へ・・・▼



■ 通常総会の報告 7 月 8 日午後

*総会は午後 1 時半より開始。総司会は小野寺恭子。中畠哲演代表の挨拶に続いて議長選出。福井県敦賀市の岡山巧さんに議長をお引き受けいただく。

以下の議長の進行により、以下の議題について説明及び質疑応答を行う。

1. 控訴審判決を受けての原告集会の報告

事務局長：嶋田千恵子

前述の「原告集会の報告」の内容を説明。

2. 2017 年度の活動報告

事務局記録担当：小野寺和彦

別紙総会資料を参照。

3. 高浜 3、4 号機提訴の取り扱いについて

事務局次長：南康人

事務局からの提案については、別紙総会資料を参照ください。最終的にはお預かりした原告費用を返還し、会計を一旦整理することを決めました。理由は、高浜提訴を提起してから 2 年半が経過した現在の事務局体制等の状況では、提訴及び訴訟の継続が困難であることが挙げられます。ただし、原発銀座を抱えた福井からの訴訟が全くない状況は避けたいので、検討を重ねた上で、1 年後の通常総会までには方針を決めたいと考えています。

なお、原告費用の返還手続きについては、8 月～9 月を目途として進めたいと思います。ご協力をお願いいたします。

4. 会計報告

事務局会計担当：奥出春行

別紙総会資料を参照。

5. 2018 年度活動方針

事務局次長：小野寺恭子

裁判はやっていなくても、他の原発差止訴訟・仮処分の支援、街頭デモ、学習会などを継続する旨を説明。

最後に、閉会の挨拶で東山幸弘副代表が、上告についての意見を早急に取りまとめて、それを近日中の記者会見において公表する旨を告げて閉会。

■ 記者会見の報告 7月17日

*7月8日の「原告集会」「通常総会」で出された意見を整理し、7月10日の弁護団会議に事務局の主たるメンバーも出席して最高裁への上告に関しての方向性を決める。

記者会見は、7月17日（火）午前10時30分より正午前まで福井弁護士会（三井生命ビル 7F）小会議室にて行った。

◆出席者

弁護団：島田弁護団長、坪田副団長、笠原事務局長
裁判の会等：中畠、東山、奥出、小野寺恭子、小野寺和彦、芦野、徳井

◆報道機関：全 16 名

◆中畠哲演代表

記者の皆さんには、単なる裁判手続き上のこととしてではなく、以下に述べる私たちの思いをきちんと紙面に反映してほしいと思います。以下、大飯原発 3、4 号機差止訴訟の今後の方針についての声明を述べます。

大飯原発 3・4 号機差止訴訟の今後の方針について

2018 年 7 月 17 日

福井から原発を止める裁判の会
代表 中畠哲演

さる 2018 年 7 月 4 日、名古屋高裁金沢支部は、大飯原発 3・4 号機の運転差止を命じた福井地裁判決を覆し、住民らの請求を棄却しました。司法の責任を投げ捨て、福島第一原発事故の引き起こした現実から目を背け、正当な科学的議論にも背を向けて下されたこのような不当判決に対し、心の底からの怒りをもって弾劾したいと思います。

しかしながら、今後、最高裁で上告審をたたかうかどうか、という点については、非常に難しい判断を迫られており、最高裁をたたかう可能性について、会内外から様々な御意見をいただき、今日までその展望や情勢を福井及び全国の弁護団と見極めながら、議論を続けてきました。

私たち原告団としてはそうした議論の結果、真に苦渋の選択ではありますが、上告をしないことにいたしました。

このような判断に至った根拠としては、この間の最高裁の動向があります。弁護団も繰り返し指摘しているとおり、最高裁は、原発訴訟を担当する裁判官の研究会を開催し、「規制委員会の審査結果を尊重すべき」というメッセージを発してきました。また、私たちの裁判での控訴審裁判長の突然の交代、高浜仮処分決定の直後に樋口裁判官の後任として最高裁事務局経験者のエリートを当てるなど、人事権を濫用して露骨な裁判への介入をしてきたのも、最高裁でした。

このような状況のもとで、もしも上告すれば、福島第一原発事故以後、初の最高裁の判断が示され、全国の裁判闘争に大きな影響を与える可能性があります。例えば、もし最高裁が好ましくない判断を示した場合、現在、各地で提訴されている裁判、仮処分のたたかいが一斉に大きな制約を受け、全国の裁判所において原発再稼働を認めない判決や決定が引き続き勝ち取られる可能性が失われかねない、という極めて大きな戦術上のリスクを負うことになります。

このようなリスクを負って上告審をたたかうよりも、ここは一旦、不当な最高裁判決を出さないことが、現状での最良の戦術的選択であるという結論に至りました。

これは、「原発訴訟について今の最高裁にはもはや



「上告せず」の記者会見の様相

何も期待できない」という、私たちからの最高裁に対する抗議と不信任の突きつけでもあります。

以上のような考えにもとづいて、福井から原発を止める裁判の会事務局として、最高裁への上告をしないという方針を全国の原告の皆さまに対して提案し、様々な手段や機会を通じて忌憚のない意見交換を重ねた上で、今後のたたかいにとって最良の選択として、上告取りやめの決定に至りました。

法的には一審判決は覆されましたが、憲法上の人格権にもとづいて原発の運転を差止めた、2014 年福井地裁（樋口裁判長）判決の精神は、今も私たちのたたかいと運動のなかに生き続けています。私たちは、一審判決の意義を語り継ぎながら、今後も各地の反原発訴訟との連帯・支援活動、集会・デモ等の大衆行動、そして新たな訴訟の提起等の可能性も含めて、大飯原発をはじめ全ての原発を止めるためのたたかいを全力で進めていく所存です。

全国の皆さまの今回の決定に対するご理解と引き続き当会の活動へのご支援を心よりお願い申し上げます。

さらに以下のことを述べる。

- 1 若狭の住民としては無条件に再稼働には反対
- 2 一審樋口裁判長の「万が一」とは、第 2 の福島原発事故を起こしてはならないという思いが込められていること
- 3 一審判決は司法としての主体的判断
- 4 今回の上告断念は受け身ではなく、積極的な行動であること。言い換えれば上告に値しない最高裁であると我々が判断したということ

◆島田弁護団長

中畠哲演さんと同様に今回の住民敗訴判決は悔しいの一語に尽きる。一審樋口判決は福島のような事故を二度と起こさないために出された判決。今回はそれが覆された。判決文の中に福島という言葉はわずかしこ出てこない。

今回の判決は、「福島原発事故の深刻な被害の現状

等に照らし、我が国のとるべき道として原子力発電そのものを廃止・禁止することは大いに可能であろう」と述べていながら、結局は行政追随の判決を出してしまった。司法の役割を放棄するものである。

そしてそのような判決を出す背景には最高裁の動きがある。いわば裁判官の独立を隠れ蓑にして出された判決である。最高裁に判決を出させて、下級審の裁判官をコントロールする手段を与えてよいのか・・・等々を考慮して上告断念に至った。

◆記者との Q&A

Q：原告からどんな意見が出たか。

A：最高裁まで当然たたかうというコメントも多かった。7 月 8 日の原告集会でも多様なやりとりがあり、それらも本日の声明では反映させた。

Q：判決確定は 18 日の 24 時ということか。

A：その通り。

Q：今後の活動について何かあるか？

A：新たな提訴を探る可能性も否定できない。樋口判決を踏まえての活動もいろいろ考えられる。また裁判だけではなく、国会での原発ゼロ法案の審議についても注目したい。

Q：今回の上告断念というのは戦略的決断ということだが、法的に上告できる要件はあるのか。

A：訴えてきたことは原発リスクの根幹的な部分であり、そういう意味では審理不尽と言える。可能性としては、上告が受理されて、差し戻しということもありうると思う。

Q：他の裁判での大飯 3、4 号機の裁判状況は？

A：大津地裁、京都地裁は本訴、大阪地裁の仮処分などがある。

Q：今後については何か？

A：他府県の福井に関わる原発差止訴訟とも連携したい。それで福井県は大部分が北陸電力管内であり、志賀原発差止訴訟も応援したい。大阪の仮処分は私たちが主体としてやっており、名古屋の老朽原発裁判とも連携したい。

Q：新たな訴訟においてどんなアプローチが考えられるか？

A：今回の内藤裁判長が詳細を審理することを放棄した事柄は今後に向けての論点になりうる。最近のNHK インタビューでの額瀨先生の述べているレシピ（イ）の方法を用いることなども論点となる。

Q：戦略的上告断念は早くから検討していたのか。

A：そんなことはない。

▲大飯 3、4 号機運転差止請求控訴審▼

法廷内でのやり取り全記録

文責：編集子

<本訴訟の弁護団事務局長である笠原弁護士及び編集子等の記憶・メモにより再現。意見陳述・プレゼンテーション・証人尋問・準備書面や書証の確認などは除く。>

以下は、福井地裁から「樋口判決」が出された年（2014 年）の控訴審での進行協議から 2017 年 11 月の結審に至るまでの主として進行に関わって交わされた裁判所、原告側、被告側の間のやり取りについて記録・整理したものです。

特に注目していただきたいのは、2014 年 8 月 4 日に行われた進行協議です。進行協議とは、民事訴訟における審理を充実させることを目的として、口頭弁論期日外にする、原則として当事者双方が出席して訴訟の進行に関して必要な事項につき行う協議のことです。民事訴訟における審理をより充実させることを目的として行われます。この進行協議での裁判長は市川正巳氏で、進行に関する関西電力代理人の見解に対して「不満である」「納得できない」等の言葉を発しています。そして、その 2 ヶ月後に市川氏は異動となります。この異動がその後の裁判の方向性を変えようという意図を持ったものなのかどうかは立証しようがありません。しかし、この裁判長の交代をもって裁判の状況がガラッと変わってしまったことだけは事実です。

もう一点注目すべきは、後任の内藤裁判長による証人申請、文書提出命令等に対する扱いです。元原子力規制委員会委員長代理の島崎邦彦氏への証人尋問を除いて、内藤裁判長は個々の申請等にその都度判断を示すことなく次々と判断を先送りしていきます。そして 2017 年 7 月 5 日の第 12 回口頭弁論期日において、それまでの証人申請等を一括却下します。初めから原告側の証人申請等は原則却下する意図があったのではないかと。その都度却下しては、訴訟指揮がやりにくいので、先のようなやり方を採ったのでは……。それでは、2017 年 4 月 24 日の第 11 回口頭弁論期日に行われた「島崎証人尋問」は何であったのか。「島崎証人尋問」直後にある原告側弁護士さんが編集子との個人的会話の中で「あれ（証人尋問）は住民側へのサービスですよ」と言われた。そして 2017 年 11 月 20 日の最終口頭弁論期日においても、原告側の新たな証人申請を「合議」を挟んで当然のように却下！当初から原告側の証人申請等は原則却下するという方針があり、唯一例外的な扱いとして「住民側へのサービス」である「島崎証人申請」を行った……。そういう訴訟指揮だったのではないかと。これはもちろん推測に過ぎないのですが、あらためのこれらの記録を眺めるとそんな風に思わざるを得ないのです。

以下、法廷内で具体的にどんなやり取りが行われてきたのかをご確認ください。繰り返しになりますが、最初の進行協議は市川正巳裁判長の下で行われ、第 1 回口頭弁論期日以降は内藤正之裁判長の下で行われたことを念頭においてお読みください。

（なお表記形式がばらばらであるのは、原典をそのままコピーしたということでご容赦ください。）

■進行協議（2014 年 8 月 4 日）

▼裁判所：「今日、まず出発点として基本的にお伺いしたいのは、関西電力、原告を含めて今後どういうことを進行としてお考えになっているのか。主張はもちろん、証拠調べについて、こういう証人を考えているとかの基本的なことを双方から聞かないと、

いつ頃第 1 回期日を入れて、どれくらいの期間をおいて、1 期日に付きどれくらいの時間をとるのか、そういうところに全部影響してくる。決まっていないうことであれば、いつ頃までに、どの程度の目処がつくのか。そういうことを聞きたい。関西電力は、どうか。」

▼一審被告：「まず、一審原告の控訴理由に対する認否反論は第 1 回期日までにする。その余に関しては、まず、安全性を説明する書面を提出予定。現時点で、具体的に主張を予定しているのは、それくらいである。」

▼裁判所：「これは第一審ではなく控訴審であるので、第一審判決を踏まえて、ここの立証が足りなかったとか、そういうお考えであれば、書証で足りるのか、証人尋問ということになるのか、どうやって全体の計画をたてるのか、ということになるので、今の話では不満である。」

▼一審被告「現在、基準地震動については再検討中である。これに関して主張できる段階になれば、主張したいと考えている。現時点で具体的にいつか、ということは、明言できない。」

▼裁判所：「さっきから申し上げているように、一審判決を踏まえて、その上で、ということなので、今の回答では不満がある。だから、この点が問題であり、それについて、学者なりの証人尋問を考えており鋭意交渉中である、とか、そういうところをある程度。」

▼一審被告：「鋭意、検討したいと思う。次回、席を設けていただければそのときにお話したい。」

▼裁判所：「裁判所としては全然納得できない。次回は、今言ったように、証人を立てるのか立てないのか、交渉具合はどうなのかを含めて、もうちょっと具体化した話をしていただかねば、何をやっているんだ、ということ言わせていただかざるを得ない。」

一審被告との個別協議後の裁判所の発言

▼裁判所：「今、被告と話をして、9 月中に、9 月頃

にはもう少し具体化させていただけるのか、という話をした。新しい審査基準との関係とかで、もうちょっと時間がほしい旨、言っていた。しかし、9 月の段階でできるだけ具体化したものを聞かせていただいて、具体化できないのであればその理由を聞かせていただきたい、という話になった。」

(2017 年 11 月 5 日 第 1 回口頭弁論に提出した「進行に関する意見書」より)

*この 8 月 4 日の進行協議期日時点での裁判長は市川正巳氏であったが、その 2 ヶ月後の 10 月 2 日に同氏は宮崎地家裁所長へ異動。翌 10 月 3 日（すなわち控訴審第 1 回口頭弁論期日の 1 ヶ月前）に、内藤正之氏が金沢支部に赴任。控訴審は内藤裁判長の訴訟指揮下で行われることとなった。

■第 1 回口頭弁論（2014 年 11 月 5 日）

原告側の意見陳述が終了してから、最後に裁判長より進行について問われ、原告代理人・笠原弁護士より、期日は 8 月 4 日の進行協議での決定通りとして頂きたい、また原告らは次回までに被告第 17 準備書面への反論を行う旨の返答があった。同じく原告代理人・鹿島弁護士より、進行に関する意見が述べられた。鹿島弁護士は、被告・関電が進行協議で出された裁判所からの質問に答えていないこと、第 17 準備書面も安全性についての一般論を述べているのみで立証計画を明らかにしておらず、徒に裁判を引き伸ばしていると厳しく批判し、被告・関電に対して公開の法廷の場で立証計画を明らかにし、次回は人証の有無も含めて具体的に示すよう迫った。

裁判長から予定を問われた被告・関電は「次回においてこちらの主張はすべて行う。書証は基本的に全部出す。人証については今のところ考えていない」旨の返答を行ったが、原告代理人・河合弁護士から「今のところ、とはどういうことか。人証を出すのか、出さないのかはっきりさせよ」と鋭く突っ込まれ、「人証は計画していません」と明言せざるを得なくなった。裁判長からは「控訴審であるため、双方、迅速な審理への協力をお願いしたい」との要

請があり、原告代理人・河合弁護士は被告・関電に対して、書証は次回期日の 10 日前までには出して欲しい、と迫り、被告は「一週間前までにします」と約束した。

裁判長は、進行協議期日も予定していたが、口頭弁論でのやり取りで双方の予定が分かったので、進行協議期日は設けない旨を確認する。次回期日は来年 2 月 9 日（月）14:00 から。最後に裁判長からは、法廷は同じく 201 号法廷を予定するが、裁判員裁判との部屋の重複がなければ大法廷を使用したい、との意向が伝えられて閉廷した。

（『かたくり通信』第 15 号 2014 年 11 月 20 日）

■第 2 回口頭弁論（2015 年 2 月 9 日）

裁判長が今後の進行について双方に問う。

原告：被告準備書面 18 への反論。19 への反論は次々回の予定。

被告：現時点の主張は今回のとおりで、特に予定はない。

その後、原告代理人弁護士と被告代理人弁護士との間で次のようなやりとりがあった。

原告：原告が、漏れていると指摘した点は。

被告：原告の主張を検討して、必要に応じて行う。

原告：地震規模の推定に用いる松田式には反論しないということか。

被告：そんなことは言っていない（いささか怒気を込めて）。

原告：期日の 1 週間前には提出予定。

裁判所：技術的な点はプレゼンをいただけると裁判所の理解も助かりますが、時間は今回程度で。大法廷を使う予定だが、裁判員が入ると使えないことがある（今のところは入っていない）。次回期日は 4 月 15 日の 14 時～。これで閉廷。

（『かたくり通信』第 16 号 2015 年 2 月 18 日）

■第 3 回口頭弁論（2015 年 4 月 15 日）

（一審原告）前回期日で申し上げたとおり、次回までに一審被告準備書面（19）に対する反論を行

う。また一審被告は準備書面（20）において、五層の防護の重要性を認めていながら、本件訴訟の判断基準にすべきでないという驚愕すべき主張をしているので、これに対する反論も行いたい。

（一審原告）一審被告は、地震等に関する議論から逃げており、全く議論がかみあっていない。争点整理表を作成するので、期日間に進行協議を行うことを求める。

（一審被告）主張・立証は終えたと考えている。

（一審原告）それは、松田式の誤差を認めるということか。

（一審被告）そうではない。

（一審原告）仮処分では、地震に関する口頭説明を求めたところ、認められなかったため、裁判官の忌避まで求めたのに、控訴審では行わないのか。

（一審被告）行う予定はない。

（裁判所）一審被告が答えない部分については、そのように扱うしかない。進行協議期日を開くかどうかは、一審原告の争点整理表を待って判断する。次回期日を 7 月 1 日 14 時と指定する。

（『かたくり通信』第 17 号 2015 年 4 月 28 日）

■第 4 回口頭弁論（2015 年 7 月 1 日）

進行に関する意見書の取り扱い

原告：特に地震に関して、多くの点について一審被告の反論がなされていない。議論が熟していない。松田式の問題もある。そのため、議論を進めていきたい。

被告：準備書面 4、5 について必要な反論をした。こちらとしては、必要な主張立証はない。よって、今後の進行について、進行協議期日を行う必要はない。

裁判所：裁判所としてはもう少し検討したいが、公開の法廷で弁論を続けてきたので、それで続行したい。議論が熟しているかも含め検討する。届いたのが 6 月 19 日なので、意見書の検討もまだ十分できていない。次回期日までに最終的な方針を出したい。また、一審原告の次回期日までの予定は。

原告：意見書添付の一覧表の 1 枚目に書いてある通り、法学面について双方の主張が十分なされていませんでしたが、今回、乙 56 号証が出てきました。伊方最高裁判決など従来の裁判例と比較しても過度に専門裁量を認めるもので、司法の役割を無視するものです。主流的な法学教授とも相談して反論していきたい。

原告：また、テロの脅威についても主張していきたい。また一審被告は求釈明(2)の第 3 で記載したテロに関する内容をまとめて主張されたい。

原告：民事訴訟と行政訴訟の役割分担、実質的には民事訴訟で行うべきではないとか、人格権を基礎にすべきでない、といった主張がありますが、これは一審被告の主張でしょうか。

被告：これは法学者のご意見であって、これによって新たな主張をする予定ではありません。

裁判所：表で「反論なし」とあるところは、一審被告もそういうご理解でよろしいですか。少なくとも、回答を行うか否かは次回までに検討ください。あと、次々回以降の一審原告の予定は。

原告：まず、法学者の意見書は、次回期日に提出するのは難しいと思います。また、双方、多数の代理人がいますので、次々回期日の日程もご準備頂きたいと思います。

被告：一審原告の主張立証予定も必ずしも明らかでないで、その必要はないと思われます。

裁判所：多数の代理人がいることは間違いないので、期日は設けておきたいと思います。次々回期日は 11 月 18 日の 14 時～。(注：その後、11 月 30 日の 14 時に変更)

(『かたくり通信』第 19 号 2015 年 7 月 20 日)

■第 5 回口頭弁論 (2015 年 9 月 28 日)

(裁判所) 一審原告は次回までに何をされますか。

(原告) 論点整理表を出したところ、一審被告から詳細な準備書面 24 が出てきましたので、これに対して反論します。また、仮処分異議審で裁判所より求釈明が出まして、一審被告が回答しました。準備

書面 24 とも重なりますが、議論にとって有益なので紹介します。特徴は、「誤差」について、耐専スペクトル、断層モデルの誤差を考慮しないということです。その代わり震源特性、伝播特性等を考慮するというのですが、笠原弁護士からも紹介があったように、規制委員会で基準策定に関わった学者でも中途半端と言っています。「誤差」の考慮不要との主張自体驚くべきものです。高木意見書へも反論していきます。今回は、準備書面 24 へ反論し、また異議審での議論を紹介します。次々回までに法学意見書を提出いたします。

(被告) 一審原告第 8～第 10 準備書面を精査しているところですが、新たな主張は予定しています。

(裁判所) 第 8～第 10 準備書面にはこれまでの主張にも現れているものがありますが、まとめて反論されたほうが裁判所としてもありがたい。

(被告) 裁判所からサジェッションを頂いたので準備したい。

(裁判所) 次々回で大まかな主張はそろうようでしょうか。

(原告) 主張は揃えたい。一方、重要な点なので、その後、プレゼンか尋問を行いたい。

(被告) 被告としては準備します。一方、準備書面 24 はこれまでの反論をまとめたものなのですぐ準備できるはずでは。

(原告) いやいや、グリーン関数の合理性等は初めてです。

6. 次回期日は 11 月 30 日午後 2 時から、次々回期日は 2 月 29 日午後 2 時から。

(『かたくり通信』第 20 号 2015 年 9 月 28 日)

■第 6 回口頭弁論 (2015 年 11 月 30 日)

裁判長：今後の進行について、一審原告のお考えは。

笠原：一審被告から準備書面(26)(27)が出てきましたので、これに対して反論します。また、準備書面(24)への反論のうち、基準地震動関係が未了でしたので、これもなるべく次回までに行いたいと思いま

す。ただし、協力してくださる地震学者の先生からは、生データ、もともとの地震・地盤の測定データがないと適切な反論が難しいとご指摘頂いていますので、それらのデータを一審被告から開示頂きたいと思います。

原告：ボーリング調査の結果などが出てきていません。

原告代理人：準備書面(18)によると、地盤特性・地域性について特段のデータがないとしているが、それは本当か。何に基づいているのか。

裁判長：今の点について、一審被告はいかがですか。

被告代理人：私どもの主張立証は尽くしたと思っています。ただし、第 11～第 17 準備書面について必要な反論があるか調査中です。なお、審査データについては、ただいま規制委員会で評価いただいているところなので、この法廷で出すことは考えておりません。

裁判長：地震動は最も大きな争点です。生データの有無はよく分かりませんが、示せるなら当審理でも出すべきです。

裁判長：あと 2 回は期日が必要です。上記の点についての処理が必要ですが、それを別にすると、更に必要があればその次に最終弁論期日と考えています。

原告代理人：主張については次々回までと伺っておりますが、それと立証は別です。こちらとしては証人申請なども考えております。

裁判長：申請があればそれも含めて検討致します。

裁判長：次回期日は前回お知らせしたとおり 2 月 29 日 14 時とします。次々回期日は 6 月 1 日 14 時です。

(『かたくり通信』第 21 号 2015 年 12 月 19 日)

■第 7 回口頭弁論 (2016 年 2 月 29 日)

▼裁判長

一審被告は次回期日までに、一審原告からの証拠調べの申請について書面で意見を述べてください。一

方、一審原告に聞きたいのですが、ここは高裁・控訴審であり、一審以来、相当詳細に立証をしてきました。一審で出ていなかったことを控訴審になって出す理由は何でしょうか。

▼一審原告代理人・只野弁護士

確かに一審以来、証拠は出ています。しかし、一審被告は一審では原告の提起した問題点について、概略的な主張立証しかしてきませんでした。一審被告は、控訴審になってから大部の証拠を出してきたのです。したがって、今やらざるを得ません。

▼同・内山弁護士

裁判所は同じことを一審被告に言うべきです。一審被告は、一審ではほとんど証拠を出していませんでした。だから、一審原告は、その反証が必要になったのです。

▼裁判長

一審被告は、生データについては審理促進の観点から前向きに対応をお願いします。

▼一審被告代理人

私どもとしても審理の促進には協力致します。ただ、我々の補充的立証として規制委員会に出した証拠については、規制委員会は生データを見ずに許可を出したというのではなく、我々の技術的能力も見た上で判断なさったのです。

▼一審原告代理人・坪田弁護士

一審被告が出した証拠について、専門家と相談しても結果だけなので、データがないと分からないと言っています。ですから、裁判所がよく理解できないのも当然だと思います。

▼一審原告代理人・鹿島弁護士

関電は、技術的能力があるからデータを見なくてよいと言いました。ならば、技術的能力を立証してください。

▼裁判長

次回期日は、前回は 6 月 1 日と申し上げましたが、裁判員裁判が入った関係で 6 月 8 日となりました。この日も裁判員裁判が入る可能性があります、二回延期するのはさすがに申し訳ないので、その場合

は第 1 回口頭弁論を行った部屋で行います。また、次々回期日も入れた方がよいと思います。10 月 19 日の午後 2 時からとします。

(『かたくり通信』第 22 号 2016 年 4 月 3 日)

■第 8 回口頭弁論 (2016 年 6 月 8 日)

▼裁判長：前回から裁判官の交代がありましたので、弁論更新手続を取ろうと思いますが、従前の結果陳述ということでよろしいですか。

▼一審原告代理人・島田弁護士：裁判官が交代とのことですので、新しい裁判官にも事案を理解して頂くため、弁論の更新をさせてください。

▼裁判長：通常通りの方法で行います。

▼一審原告代理人 (複数)：「通常」とはどういうことでしょうか。

▼一審原告代理人・笠原弁護士：更新に必要な時間はどこで協議しましょうか。本日ですか、それとも別途進行協議期日を設けるのですか。

▼裁判長：本日は。プレゼンの機会は与えたいと思います。

▼一審原告代理人・内山弁護士：もし書面で足りるのだとすればそれは心外です。

▼一審原告代理人・坪田弁護士：大規模訴訟では、むしろ弁論更新は一般的です。

▼裁判長：弁論更新は次回ではなく今日行いたい。でないと、弁論が進みません。

▼一審原告代理人・円居弁護士：弁論更新をしっかりと行うことは、民事訴訟の原則である直接主義の要請です。

▼裁判長：弁論の更新・プレゼンは次回期日にまとめて行いますが、更新そのものは今日ということでしょうか。

(弁護団協議・10 分ほど休廷)

▼一審原告代理人・笠原弁護士：了解しましたが、弁論更新の時間は 2 時間ほどお願いします。

- 中略 -

▼裁判長：文書提出命令は法律問題も絡む微妙な問題なので、一審被告に意見を求めます。2 週間ほど

でお願いします。(注：一審被告は求釈明に対して「回答の必要がない」旨の意見書を出していたので、裁判長は、これをアレンジすれば出せるだろうと判断したようです。) 一方、一審原告もご意見があるかと思います。どの程度で出せますか。

▼一審原告代理人・笠原弁護士：8 月末までに提出いたします。

▼裁判長：検証・認証に対する判断は、予定では今日行うつもりでしたが、弁論更新を受けて、次回までに行います。

▼裁判長：一審被告は、生データについては審理促進の観点から前向きに対応をお願いします。

▼一審原告代理人・只野弁護士：大間訴訟等でも佐藤曉さんに対する尋問が行われますので、その結果も提出しますが、そういった他の裁判体の動向も踏まえて、ご判断をお願いします。

▼裁判長：今申し上げたのは、これまで申請された証人等についてのことです。また、一審原告の今後の立証計画は。

▼一審原告代理人：本件において尋問は不可欠です。また、尋問を行うところも増えています。

▼裁判長：一審被告はいかがですか。

▼一審被告代理人：審理が熟した段階で終結をお願いします。

▼裁判長：次々回は入れたいと思います。

▼一審被告代理人：年内にお願いします。

▼裁判長：ただ、次々回にすぐ終結ではなく、最終準備書面の機会もあります。また、証拠調べもどうするかは未定です。仮に最終準備書面を出すとなると 3 カ月以上は必要と思われます。

(日程調整)

次々回期日は来年 1 月 30 日の午後 2 時からとします。

(『かたくり通信』第 24 号 2016 年 6 月 25 日)

■第 9 回口頭弁論 (2016 年 10 月 19 日)

弁論更新

- 内容略 -

今後の進行について

▼一審被告代理人：陳述の中には、従前、主張していないものもある。訴訟上の取扱については、ご配慮いただきたい。

▼裁判長：次定期日までの主張・立証のご予定は。まず原告から。

▼一審原告代理人・笠原弁護士：今回一審被告から出た準備書面の反論と、また法学者からの意見書が集まりつつありますので、その提出及び意見書を踏まえた準備書面を作成予定です。

▼裁判長：前定期日では、大間原発訴訟の調書も出すと言っていたようですが。

▼一審原告代理人・海渡弁護士：今後、3 月まで尋問が行われることになっています。尋問調書を提出いたします。

▼裁判長：被告の方はいかがでしょうか。

▼一審被告代理人：口頭陳述を含め、主張立証は尽くしております。次回には総括的な準備書面を提出いたします。

▼一審原告代理人・河合弁護士：既に申請していた証人申請及び生データの文書提出命令についてはどのようなになるのですか。

▼裁判長：まだ判断しておりません。現時点では判断を留保します。裁判所としては、当裁判所は、最も重要な争点は地震、特に基準地震動と認識しております。原告被告とも議論を尽くして頂きましたが、控訴審段階において新たな問題点が惹起されました。一審被告も若干ですが基準地震動を見直しされました。裁判所としては従前申し上げた通り、審理は既に終結段階に近づきつつあると思いますが、基準地震動についての理解を正確にし、また控訴審段階での問題意識を反映させるため、地震の専門家を最低 1 人お呼びしたいと思います。どなたがよいかという問題がありますが、この点原告の意見もありでしょうが、島崎先生については呼出とあります。協力頂けそうでしょうか。また、出して頂いた陳述書では速記録を作るのに支障がありますので、より詳細なものを頂きたいと思います。

また、次定期日までには、既に二審ですので、申請を考えている方については出し尽くして頂きたいと思います。審理の方針としては、さらなる証人尋問をさらにやるかどうかは、1 回やってみてからやるかどうかを考えます。地震の専門家三人のうち、一番お呼びしたい方はどなたでしょうか。原告側で考えがあれば聞かせてほしい。

▼一審原告代理人・海渡弁護士：一人ならば島崎邦彦氏です。学会でも基準地震動の問題について発表していますし、裁判所から呼び出しがあれば必ず出廷すると思われます。ただ、原告側に協力するというスタンスの方ではありませんので、陳述書は難しいと思います。代わりに、島崎先生が執筆された論文をお出しします。原告側に協力的ということであれば長沢先生がよいと思います。可能ならば最初に島崎氏、より詳細には長沢啓行氏の証人喚問をお願いできないでしょうか。

▼裁判長：裁判所としてもできるだけ中立的な人が好ましいと考えています。

▼一審被告代理人：基準地震動の理解のため 1 人お呼びすることは了承します。しかし、陳述書が難しいということであれば、採否の検討や反対尋問の準備もありますので、詳細な尋問事項をお願いします。さらに 1 人採用することは反対です。

▼裁判長：採否についてはこれから考えますが、詳細な尋問事項があった方が、島崎先生にとってもありがたいと思います。また、被告でも、聞きたいことがあるなら、反対尋問の性質上強くは言えませんが、できれば尋問事項を出して頂けるとありがたいです。

▼一審被告代理人：反対尋問という性質上、難しいと思います。

▼一審原告代理人・河合弁護士：では双方申請（原告・被告双方が同一の証人を申請すること）になさってはどうか。

▼一審被告代理人：法廷でお聞きするよりも、書面の方が知見を正確に理解できると思います。

▼一審原告代理人・鹿島弁護士：一審被告は、主尋

問の範囲内で尋問するという事でよいでしょうか。

▼一審被告代理人：はい、主尋問の範囲内、いや主尋問を弾劾する範囲内で行います。

▼中嶋哲演氏：原告の一人ですが一言、発言してよろしいでしょうか。今回の法廷運営有難うございました。証人尋問の采配については感謝申し上げます。ところで福島事故がなければあの一審判決もなかったことを考えるならば、科学技術面での検証に加えて、現地検証は不可能としても、事故の被害者の話も聞いていただけないでしょうか。ぜひご一考ください。

▼裁判長：島崎先生については、次回期日に採用するかどうかを判断します。一審原告は、前もって島崎先生のご予定をお聞きしてください。次回期日は前回決めた通り 1 月 30 日午後 2 時からとします。次々回期日は 4 月 24 日午後 2 時、もしこの日に島崎先生が差支えなら 4 月 26 日午後 2 時とします。閉廷

（『かたくり通信』第 25 号 2016 年 11 月 5 日）

■第 10 回口頭弁論（2017 年 1 月 30 日）

今後の進行について

▼裁判長：次回に島崎邦彦氏を証人として採用することを決定します。原告の主尋問は 60 分でよいですか。

▼一審原告代理人・笠原弁護士：結構です。

▼裁判長：被告はいかがでしょう。

▼一審被告代理人：同じくらいをお願いします。

▼裁判長：最大で 60 分くらいですか。

▼一審被告代理人：はい。ただ、1 月 24 日付け上申書で対象が明らかになったとは思いますが、即日で証人尋問をしたいので、特に 5 と 6 についてはより詳細なものをお願いします。また、専門家証人ですので、30 分くらいの休廷時間を頂きたい。

▼一審原告代理人・甫守弁護士：5 項と 6 項はより詳しいものを提出いたします。

▼一審被告代理人：主尋問で使う書証のリストと、

また新規書証があれば 2 月末までをお願いします。

▼裁判長：書証が膨大になりますので、原告、被告双方とも書証のリストをお願いします。

▼一審原告代理人・鹿島弁護士：被告の方もお早目をお願いします。

▼一審被告代理人：1 週間前までにお出しします。

▼一審原告代理人・笠原弁護士：1 週間前ですか。

▼同・海渡弁護士：3 月末でいかがでしょうか。

▼裁判長：では、今回は 13 時 30 分から 14 時 30 分まで主尋問、15 時から 16 時まで反対尋問。書証リストは原告が 2 月末、被告が 3 月末までをお願いします。

▼裁判長：大間の尋問調書はどうになりましたか。

▼一審原告代理人・笠原弁護士：藤原先生への書面尋問の結果は甲 429 として提出しています。一方、佐藤暁証人の尋問内容は、既に論文として提出しているものを別にすると、MOX 燃料や火山といった大間原発プロパの内容となっておりますので、本件原発へのあてはめは、直接この裁判所でお話を聞いて頂くのが良いと思います。

▼裁判長：

では、大間原発関係では、今回出したものがすべてということになりますか。

▼一審原告代理人：

はい。

（数分休廷）

▼裁判長：

島崎証人は、控訴審においては最も重要と考えています。それを聞いて、その他の証拠調べや進行を決めたいと思います。次々回期日において審理計画について述べたいと思います。次回期日は 4 月 24 日午後 1 時 30 分、次々回期日は 7 月 5 日午後 2 時とします。

（『かたくり通信』第 26 号 2017 年 2 月 10 日）

■第 11 回口頭弁論（2017 年 4 月 24 日）

一前略（この口頭弁論期日で島崎邦彦氏証人尋問行われる）－

▼裁判長

- ・一審被告の準備書面 34 陳述（「津波の評価が過小評価、歴史的事実を考慮していない」という一審原告側の主張に反論して、「関西電力が津波について十分な調査をした」というもの）
- ・一審原告の高島氏証人尋問請求

▼島田弁護士

- ・今後の進行について意見を述べたい
- ・一審被告の主張骨子の「詳細な調査」「余裕を持った審査」というところが大きく揺らぐような証言だった。
- ・審査書案（今は審査書そのもの）が提出されたが、明らかに問題がある。入倉・三宅式によっている。
- ・一審被告の意見書等の反論には十分な時間をいただきたい
- ・高島証人は水蒸気爆発についての専門家。広島地裁でも指摘あり。
- ・立石証人は地盤の専門家 地盤の調査が不十分
- ・こうした専門家の知見を十分に反映された審理がなされるべき。

▼一審被告代理人

- ・高島証人については、証人の申請等は 1 月 31 日までに出すという話があったかと思うので、時機に後れたと思う。
- ・準備書面と意見書を提出したいと考えている。次回期日の 2 週間前までには出したい。

▼鹿島弁護士

- ・高島証人については乙 214 号証を契機として申請したもので、時機に後れていない。

▼裁判長

- ・次回期日までには裁判所の今後の進行についての意見を示したいと考えている。
- ・その 2 週間前までには追加する主張や書面があれば出してもらいたいと考えている。裁判所の希望としてはもっと前の方が望ましいが。
- ・意見や見解の対立にわたるものはどこまでやるかという問題がある。慎重にやってもらいたい。

▼海渡弁護士

- ・乙 214 号証が出たのは大きい。これについての全面的な反論をしたいという希望。
- ・次回期日までにできるだけ頑張りたいが、審理は新たな局面に入ったということで、一からやり直したほうがよいという意見。

▼裁判長

- ・それもふまえて裁判所も進行を考える。ほかは何かあるか？

▼甫守弁護士

- ・一審被告からの書面に対する反論の機会はいいただきたい。
- ・島崎先生をもう一度、ということは考えづらいが、一審被告からの意見書の作成者の尋問とかもありえるかも。

▼中畠哲演・原告団代表

- ・津波の痕跡がでたことについて、規制委も調査するように言った。津波の調査をしっかりとってもらいたい。
- ・701 年に大地震が起こっている。舞鶴沖に冠島がある。石橋克彦先生は過去の伝承のこと、大事だと言っている。

▼裁判長

- ・今後の進行について、双方の意見を聞いた。裁判所としては、次回には審理の方針を決めたいと考えている。
- ・次々回は証拠調べの期日の可能性もあれば、次回で打ち切る可能性もある。その場合には次々回までに最終準備書面を用意いただいて、次々回が最後になる可能性もある
- ・今のところは裁判所の方針は決まっていない。両方の可能性があると考えてもらいたい。その上で、次々回期日を決めたい。
- ・次々回期日は 11 月 20 日の 14 時から。

▼笠原弁護士

- ・2 時から大丈夫でしょうか

▼裁判長

- ・期日の性質によって時間が変動あるという前提

で指定させてもらいたい。

▼只野弁護士

・一審被告の意見書作成は社員か、専門家か、未定か。

▼一審被告代理人

・意見書は提出する方向で考えているが、人選は検討中。

(『かたくり通信』第 27 号 2017 年 5 月 12 日)

■第 12 回口頭弁論 (2017 年 7 月 5 日)

▼裁判長：一審原告からは進行意見書と証人採用を求める上申書が出ております。それから、速記調書の訂正が 6 月 29 日付けで出ていますね。「オートスペクトル」を「応答スペクトル」に訂正というもので、これは明白な誤記ですから一審被告もよろしいですね。

▼裁判長：一審原告は甲 477 の 1, 2、甲 478 ~ 482、それから甲 483 ~ 487 を提出。甲 483 以下は新聞記事ですので原本という扱いとします。

▼笠原：はい。

▼裁判長：また、一審原告からは、赤松証人と瀬瀬証人の申請が出ています。

▼裁判長：一審被告は乙 215 ~ 268 を提出。乙 246 のみ原本ですね。

▼一審原告代理人・海渡弁護士：前回の弁論調書に、一審被告は島崎証人の証言に反論する意見書を提出する旨ありましたが。

▼一審被告代理人：検討の結果、提出しないこととしました。

▼一審原告代理人・海渡弁護士：それではその旨、調書に記載してください。

▼裁判長：その旨、調書に記載します。

▼裁判長：今後の進行についてのご意見は。

▼一審原告代理人・島田弁護士：私たちが申請した各証人尋問は、真相究明のため不可欠と考えます。

▼裁判長：被告はいかがでしょうか。

▼一審被告代理人：不必要と考えます。

▼裁判長：それでは合議いたしますので、10 分ほど休廷します。

▼裁判長：一審では 2 年近く審理して原判決が出されました。控訴審では 3 年近くとなり、前回は地震の専門家もお呼びしました。書証も甲号証、乙号証とも数百部になりますので、審理に十分な資料が得られたと考えます。よって、証拠調べの申請はいずれも却下とします。

▼一審原告代理人・河合弁護士：忌避！一審原告らは、裁判官 内藤正之、鳥飼晃嗣、能登謙太郎に対して、忌避を申し立てます。当該裁判官らは、私たち一審原告らの申し立てた、応用地震学の専門家である瀬瀬一起氏の証人申請、地質学の専門家である立石雅昭氏の証人申請、地震工学の専門家である赤松純平氏の証人申請、耐震設計の専門家である長沢啓行氏の証人申請、熱工学の専門家である高島武雄氏の証人申請、原子力コンサルタントである佐藤曉氏の証人申請、福島原発事故の被害者である福島県相馬郡飯館村の長谷川健一氏の証人申請、大飯原発の検証申立、福島県相馬郡飯館村の検証申立、地震観測記録データの文書提出命令申立をことごとく却下しました。とりわけ、瀬瀬一起氏の証人尋問と、地震観測記録データの文書提出命令については、大飯原発の再稼働を差し止めた原判決の相当性に関して、十分な審理を行い、本件において公正な審理をとげるために、必要不可欠なものであると思料します。したがって、これらの証拠調べ請求を全て却下するとした当該裁判官らには、民事訴訟法 24 条に定める「裁判の公正を妨げる事情」があると考えます。なお、忌避の理由書は 3 日以内に提出します。

▼裁判長：では、今日の手続はこれで終了します。

(『かたくり通信』第 28 号 2017 年 7 月 20 日)

■第 13 回口頭弁論 (2017 年 11 月 20 日)

▼裁判長 一審原告からは山元氏、石井氏の証人申請がありました。これについては、一審原告の意見陳述を聞いたうえで合議して判断したいと思います。

- 中略 -

・島田弁護士意見陳述（証拠却下決定への異議と、さらなる尋問の必要性。最後に「山元氏・石井氏のいずれかの証人採用がなければ忌避申し立てをします」）

▼裁判長 検討いたします。原告の方からご意見はありませんか。

▼中嶋哲演さん 島崎氏を採用頂いたことは評価し、感謝いたします。内藤裁判長ご自身が、基準地震動について重視される中、採用頂いたことへの感謝への気持ちは変わりません。しかし、この証言を得て、いよいよ安全問題についての議論を深めようとするときに他の証人を拒否したのは残念です。他の証人についてもぜひ実施して頂きたい。書証は出ましたが、最も重要であり、正念場と言えるのは生きた証人です。ご存じのとおり、原判決の眼目「かような事態を招く具体的危険性が万が一にでもあるのか」、原判決はこういう自覚に基づいて出された判決で、4か所にわたって「万が一」とあります。これは、「仮定」ではないと思います。現実起こったチェルノブイリ、福島、これは仮定ではなく既定の事実です。今、大地動乱の時代と、我が国を代表する地震学者の石橋克彦氏は述べています。ぜひ、こうした証人の話に耳を傾けて頂きたい。

▼東山幸弘さん 審理を続行して頂くことを強く求めます。

▼嶋田千恵子さん 絶対間違いがあつてはならない裁判ですので、十分な審理を求めます。審理を尽くさずに終結し、判決を出してしまうことはあつてはなりません。

▼水戸喜世子さん 水戸巖が精魂を傾けた東海原発で、きちんと止めていたら福島の被害はなかったと思います。私も仲間たちも、まだ納得ができていません。中身を知りたいと思っています。

▼林広員さん 福島の惨事を見た後で、司法の責任を放棄してはならないと思っています。

▼山本雅彦さん 関西電力には今も友人がいます。事故のことは彼らも心配しています。「何かあったら命はないものとあきらめている」とも言っています。

現在、電力が足りていることは明らかになっています。いったい関西電力にとっても、原発を動かす必要はあるのでしょうか。地域の人々の本当の声に耳を傾けてください。

▼裁判長 合議のため休廷します。3時50分に再開します。

【休廷】

▼裁判長 証人申請はいずれも却下します。

▼海渡弁護士 内藤正之裁判官、鳥飼晃嗣裁判官、能登謙太郎裁判官の忌避を申し立てます。山元氏は政府の特殊法人の総括研究主幹、石井氏は物理探査学会の会長を複数回務めた、中立性の高い公正な証人です。このような証人についてなぜ採用しないという判断がありうるのか。

大阪高裁2017年3月28日決定は、「関西電力は地盤の詳細な情報を得た」とありますが、これは明らかに誤りです。そして、これが誤りかどうかを判断するには、石井氏の話が不可欠です。また、火山灰については7月19日に規制委員会が新決定を出しました。福岡地裁でやっている火山灰を争点にした行政訴訟では、むしろ裁判所が参考値の適合性審査を待ちたいと言っています。果たして山元氏なしで判断できるのでしょうか。

私がかかわった2003年1月27日のもんじゅ控訴審判決は、この名古屋高裁金沢支部で川崎裁判長がもんじゅの設置許可無効確認を言い渡したものです。この判決は最高裁によって覆されてしまいましたが、昨年12月、もんじゅはついに廃炉となりました。どちらが正しかったかは歴史が証明しました。改めて、判断に必要な十分な資料と情報を強く求めます。

▼裁判長 2度目の忌避申し立てですので、これは明らかに訴訟の遅延のための濫用的な申立てであり、却下いたします。判決期日は追って指定します。

(END)

(『かたくり通信』第31号 2017年12月9日)

新聞スクラップ

大飯原発判決

福島教訓はどこへ

福島第一原発事故の過ちを繰り返さないための教訓は得られた。判決はそう評したが、果たしてそう言えるのか。

関西電力大飯原発3、4号機（福井県）の運転差し止めを地元住民らが求めた訴訟で、訴えを退けた名古屋高裁金沢支部の控訴審判決が確定する。原告側が最高裁への上告を断念した。

4年前の福井地裁判決は、福島事故後に発足した原子力規制委員会が定めた新規制基準への適否にとられず、「福島事故のような重大な事態を招く危険性があるか」を独自に検討して、差し止めを命じた。

これに対して高裁判決は、新規制基準について「各分野の専門家が参加し、最新の科学的・専門技術的知見を反映して制定された」とした上で、「その内容を尊重するのが裁判所としてふさわしい態度」と指摘。規制

委による「適合」判断にも「合理的な点は認められない」として、原発の危険性は社会通念上、無視しうる程度に管理されていると結論づけた。

福島の事故の教訓とは何だったか。「原発は安全」と唱える多くの専門家の判断によりかかった結果、「想定外」の重大な事態が実際に起き、今も回復できない甚大な被害を招いたことではなかったのか。

高裁判決は、まるで福島の事故前に戻ったかのような「事故の教訓はおおむね得られた」とする認識を見るにつけ、そうした思いを禁じ得ない。

高裁では主な争点にはならなかったが、重大事故を起こすと住民が安全に避難することが極めて難しいことも、福島事故の重い教訓である。

事故を受け、原発から30km圏内の自治体は避難計画の策定を

義務づけられた。それが妥当で現実的かどうか、第三者が審査し、その上で再稼働の是非を判断するのが当然だろう。

ところが現状はそうなっていない。規制委は設備の技術的な安全審査に徹している。一方の政権は、規制委が安全と判断した原発は粛々と稼働させると繰り返すばかりだ。立地自治体が同意すれば再稼働しており、手続きに大きな欠落があるのが実情である。

高裁判決は、原発を廃止する選択も可能とした上で、「司法の役割を超え、立法府や行政府による政治的な判断に委ねられるべきだ」と述べた。

国会と政府はどう受け止めたか。原発を閉じていく方針を明確に示し、避難計画を含めて再稼働の是非を厳しく判断する。福島教訓を踏まえれば、それが当然の姿勢ではないのか。

2018.7.18 朝日

▼編集ノート：上の朝日新聞社説は、「上告せず」の記者会見の翌日のものですが、会見内容には全く触れていません。今の最高裁では「上告せず」が当然、と推測していたのでしょうか。▼2012年の福井地裁への提訴準備から数えて6年半が経過しました。「樋口判決」が出たときの歓喜、控訴審で裁判長が交代したときの胸騒ぎ、「島崎証人尋問」が決まったときのかすかな期待、敗訴判決に対する不信、そして……。直接は会えることのかなわぬ多くの読者の皆様には、稚拙な編集をご容赦ください。これからもぼちぼちとは続けますので、引き続きお付き合いくださいませ。（編集子）

2018 7/6 不死鳥 福井県民 結論と手続き

サッカー、野球、古くは大相撲。映像技術を用いた「ビデオ判定」の導入が広がっている。「選手、観客とも納得のいく手続きを踏むことで、審判や競技への信頼を高めた」という思いがあるのだろう。

関西電力大飯原発を巡る訴訟の控訴審判決で、名古屋高裁金沢支部は運転差し止めを求める住民側の訴えを退けた。安全面を不安視する住民側は「多くの科学者の意見を聞くべきだ」と求めたが応じなかった。結論を急がずに多様な意見に耳を傾け、もつと考えを深めてから判決を出すべきではなかったか。私の率直な感想だ。手続きへの不満の大きさと、結果に対する不信感の根深さは比例する。ビデオ判定を採用した競技とは対照的に、今回の判決に至った過程は、司法全体への信頼を大きく損ねたのではないかと危惧する。（松尾博史）

※ 地表

苦渋の最高裁判例回避

福井新聞

解説

上告断念により
確定する大飯3、
4号機を巡る住民側の敗訴判
決は、各地の原発訴訟に影響
を及ぼす可能性がある。最高
裁の判例が示されることを避
けるための戦術だが、住民側
は厳しい状況に立たされた

いえる。会見で「苦渋の選択」
(原告団の中島哲演代表)と
の言葉が出たが、重視してい
た「本訴」での逆転敗訴のダ
メージは大きい。
住民側が上告を諦める判断
根拠に挙げたのは「最高裁の
動向」。裁判官の研究会を開

き「原子力規制委員会の審査
結果を尊重すべき」というメ
ッセージを発してきたと主張
し、不信感を隠さない。
中島さんは「控訴審裁判長
の突然の交代など、人事権を
使い露骨に裁判に介入してき
た。原発訴訟について、今の

最高裁にはもはや何も期待で
きない」と厳しく指摘した。
福島第1原発の事故後、仮
処分では福井地裁などで運転
差し止めの決定が3件相次い
だ。

ただ、仮処分の審理は即効
性を重視するため、調べられ
る証拠は少なめ。原発の専門
的な証拠調べについて「仮処
分の手続きにはなじまない。
本訴訟で行われるべきだ」と
指摘した仮処分決定もあり、

「本訴」となる高裁金沢支部
の判決は重い。住民側も「裁
判所の姿勢がはつきりしてく
る象徴的な裁判」と重要視し
ていた。

「審福井地裁判決の意義
を語り継ぎながら各地の反原
発訴訟との連帯、集会・デモ
を続け、新たな提訴の可能性
も含め全力で闘いを進めてい
く」。住民側はこう力を込め
たが、今後の戦術はまだ見え
ていない。
(嶋本)

大飯差し止め上告断念

2018
7/18
福井新聞
住民側他の原発訴訟考慮

関西電力大飯原発3、4
号機(おおい町)を巡り、
運転差し止めを求めた住民
らの訴えを退けた名古屋高
裁金沢支部の控訴審判決へ
の対応について、住民側の
島田広弁護団長らが十七

日、福井市内で会見し、上
告を断念すると発表した。
住民側は「苦渋の選択で
はあるが、最高裁が好まし
くない判断を示した場合、
各地で提訴されている裁
判、仮処分が一斉に大きな

制約を受け、全国の裁判所
で原発再稼働を認めない判
決や決定を勝ち取る可能性
が失われかねない。極めて

最高裁に不信感「判決出さない」

大きな(原発訴訟の)戦術
上のリスクを負うことにな
る」と理由を説明した。
二〇一四年五月の一審福
井地裁判決は、大飯原発の
地震対策には構造的な欠陥
があると指摘。「具体的危
険性が万が一でもあれば、
差し止めが認められるのは
当然」として住民側の請求
を認め、関電が控訴してい

た。
七月四日の控訴審判決は
「新規制基準に適合すると
した原子力規制委員会の判
断に不合理な点は認められ
ない。大飯原発の危険性は
社会通念上、無視しうる程
度にまで管理・統制されて
いる」として地裁判決を取
り消し、住民側の請求を棄
却した。

宗 氏 福 井

2018年(平成30年)



無念さをにじませながら上告見送りを表明する中島哲演さん(中)、島田広弁護士(左)、笠原一浩弁護士(右)=17日、福井市の福井弁護士会で

裁金沢支部の控訴審判決への対応について、住民側の島田広弁護士団長らが十七

くない判断を示した場合、各地で提訴されている裁判、仮処分が一斉に大きな

最高裁に不信感「判決出さない」

関西電力大飯原発3、4

号機の運転差し止めを認め

高裁への不信感だ。島田氏

た一審福井地裁判決から一

転、住民側の訴えを退けた

異動によって、控訴審の担

名古屋高裁金沢支部判決は

上告審で争われることな

ったことを挙げた。内藤裁

く、確定することになっ

た。住民側は十七日に福井

原告らでつくる「福井か

市で開いた記者会見で、本

理を打ち切った経緯があ

の代表、中島哲演さん(モウ

意から懸け離れた控訴審判

決の上告を断念した経緯を

は引き続き脱原発を訴えて

説明。無念さをにじませな

る。事権を乱用し、露骨な裁判

への介入をした」と批判す

から「不当な最高裁判決を

出さないことが、現状での

ことができないと思う。原発再

最良の戦術的選択だ」と強

調した。ために、住民側は弁護士と

稼働に反対する潜在的な世

「悔しいの一語に尽きる

行政追従のひどい判決

論をどう顕在化させていく

を最高裁でひっくり返して

告約百八十人に電話やはが

か。みんなで相談しながら

やりたい思いはある」。島

きで連絡を取ったり、福井

やっていたいければ」と語っ

田広弁護士団長は複雑な胸中

を明かした。市内で集会を開いたりして

話した。最終的には見送ることだ

上告することによって、

とまった。大飯原発3、4

出した。(松尾博史)

最高裁の判断を示す機会が

号機を巡っては、大阪、京

都、大阪の各地裁でも運転

生まれたいことは避けた

に。住民側がそんな結論に

に